

○岡山市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）を受け入れるため、医療的ケアを行う看護師等を配置する私立保育所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 市内に所在し、次のいずれかに該当するもののうち、国、県及び市以外のものが設置したものという。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 看護師等 私立保育所等に勤務する看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。

(3) 保育士等 私立保育所等に勤務する保育士及び保育教諭（当該私立保育所等を運営する個人又は法人の役員を除く。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号から第3号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する医療的ケア児を受け入れる私立保育所等が実施する次の各号に掲げる事業とする。

(1) 基本事業 看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する事業

- (2) 研修受講支援事業 保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講の他、保育士等及び看護師等が医療的ケア児の保育に必要となる知識及び技術の習得、維持及び向上を図る研修受講を支援する事業
- (3) 保育士等補助者配置事業 派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う事業
(補助事業者)

第4条 補助事業者は、補助事業を実施する私立保育所等を運営するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。
- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの
(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、第2号及び第3号は、第1号に定める事業を実施する場合に限り対象とする。

- (1) 基本事業
- ア 看護師等及び認定特定行為業務従事者である保育士等の賞与、諸手当を含む給与、賃金に相当する経費及びこれらの支出に係り補助事業者が負担する法定福利費の事業主負担に相当する経費
- イ 看護師等の配置に係り人材派遣業者等に支払う委託経費のうち、仲介手数料等を除く上記アに相当する経費
- (2) 研修受講支援事業
- ア 保育士等及び看護師等の研修受講に要する受講料、テキスト代及び交通費等に相当する経費
- イ 保育士等及び看護師等の研修受講に係る代替職員の配置に要する前号ア及びイに相当する経費
(ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。)

(3) 保育士等補助者配置事業 派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配に要する第1号ア及びイに相当する経費

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業の対象となっている経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、私立保育所等ごとに、前条第1項に定める各号について、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と別表に定める基準額又は加算額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額は1,000円未満を切り捨てるものとする。

(補助の要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号の要件のいずれも満たさなければならない。

- (1) 各月の初日において、医療的ケア児が1人以上在籍していること。
- (2) 各月の初日において、看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を配置し、対象児童の医療的ケアを実施すること。
- (3) 第5条第1項第3号を実施する場合は、各月の初日において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助する保育士等を配置し、医療的ケア児の保育を行うこと。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る看護師等及び保育士等の履歴書又は労働者名簿の写し
- (2) 補助事業に係る看護師等及び保育士等の雇用契約書又は雇入通知書その他雇用契約内容が判明する書類の写し
- (3) 補助事業に係る看護師等が派遣された看護師等の場合は、派遣内容がわかるものの写し
- (4) 補助事業に係る看護師等の免許証、保育士等の資格証及び認定特定行為業務従事者認定証の写し

- (5) 医療的ケア児の主治医の意見書及び指示書の写し
- (6) 医療的ケア児の主治医及び保護者等との協議のうえ作成した、緊急時及び災害発生時の対応マニュアルの写し
- (7) 市税を滞納していないことを証明する書類

(交付の条件)

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条各号に定める事項のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて前項に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させことがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等控除額が確定した場合は、岡山市医療的ケア児保育支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により、速やかに市長に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金にかかる仕入れ額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を岡山市に返還しなければならない。
- (5) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び申請書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以

上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

(着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 基本事業

- ア 補助事業に係る看護師等（認定特定行為業務従事者である保育士等を配置する場合はその保育士等）の出勤簿等勤務実態を証明する書類の写し
- イ 補助対象経費に係る賃金台帳又は経費支出明細書等補助事業者の経費支出の事実を証明する書類の写し

(2) 研修受講支援事業

- ア 第5条第1項第2号に定める経費を支出した事実を証明する書類の写し
- イ 研修修了証明書の写し

(3) 保育士等補助者配置事業

- ア 補助事業に係る補助を行う保育士等の出勤簿等勤務実態を証明する書類の写し
- イ 補助事業に係る賃金台帳又は経費支出明細書等補助事業者の経費支出の事実を証明する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

基準額 (1か所当たり年額)	備考
<p>第5条第1項第1号に係る経費に対する補助金の額</p> <p>(看護師等を配置して医療的ケアを行う場合) 5, 290, 000円</p> <p>(看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者である保育士等を配置して医療的ケアを行う場合) 4, 950, 000円</p> <p>ただし、2人以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5, 290, 000円を、保育士等を複数配置している場合は4, 950, 000円を加算する。</p>	<p>第7条第1号及び第2号に規定する要件のうち、いずれかを満たさない月がある場合は、要件を満たした月数を以下の金額に乗じて得た額とする。</p> <p>(看護師等を配置して医療的ケアを行う場合) 440, 000円</p> <p>(看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者である保育士等を配置して医療的ケアを行う場合) 412, 000円</p> <p>ただし、2人以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は440, 000円を、保育士等を複数配置している場合は412, 000円を加算する。</p>
加算額 (1か所当たり年額)	備考
<p>第5条第1項第2号に係る経費に対する補助金の額 300, 000円</p> <p>-----</p> <p>第5条第1項第3号に係る経費に対する補助金の額 2, 170, 000円</p>	<p>第7条に規定する要件のうち、いずれかを満たさない月がある場合は、要件を満たした月数を180, 000円に乗じて得た額とする。</p>

様式第1号（第9条関係）

年　月　日

岡山市長　　様

補助事業者　住所又は所在地

設置者名

施設名

代表者名

印

岡山市医療的ケア児保育支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　　日付岡山市指令保幼第　　号で交付決定を受けた、令和　年度岡山市
医療的ケア児保育支援事業補助金に係る仕入控除税額について、岡山市医療的ケア児保育支
援事業補助金交付要綱第9条第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額　　金　　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
(補助金等返還相当額)

金　　円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

※ 補助金返還額がない場合であっても、報告すること。